

## 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 障害者就業・生活支援センターの指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図るため、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「施行規則」という。）及び「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号・障発第0507003号厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長及び社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。）に基づいて、知事が法第27条に規定する障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）の指定等を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、施行規則、通知において使用する用語の意義の例による。

(指定の申請)

第3条 法第27条の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した「障害者就業・生活支援センター指定申請書」（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
- (2) 代表者の氏名
- (3) 事務所の所在地

2 前項の申請には、次の書面を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (2) 資産の総額並びにその種類及びこれを証する書類
- (3) 法第30条に規定する業務に関する計画書
- (4) 役員の名及び略歴を記載した書面
- (5) 職員の配置及び業務分掌を記載した書面
- (6) 当該年度の収支予算書
- (7) 当該法人と関係機関との連携の実績及び今後の予定を記載した書面
- (8) 基礎訓練を行うための併設施設又は提携施設の概要
- (9) 職業準備訓練及び職場実習のあっせんの実施体制を記載した書面
- (10) 当該法人が支援した障害者の過去3年間の就職実績を記載した書面。ただし、現に受託している法人にあっては、当該受託期間1年間当たりの就職実績、又は今後1年間の就職見込みを記載した書面
- (11) 当該法人が支援した障害者の過去3年間の職場実習の実績を記載した書面。ただし、現に受託している法人にあっては、当該受託期間1年間当たりの職業準備訓練及び職場実習のあっせんの件数、又は今後1年間に確実に見込まれることを記

載した書面。

(12) 現に受託している法人にあつては、職場定着のために、障害者や事業主に対する相談・助言、職場訪問、関係機関との調整、在職者の集いの開催等の支援を行っていることを記載した書面。

(13) 法第43条に基づく法定雇用障害者数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していることを記載した書面。

(14) 地元自治体の関与を記載した書面

(15) 雇用の場の確保についての見通しを記載した書面

(指定)

第4条 知事は、前条第1項の申請があつたときは、速やかに法令及び第5条の指定基準に照らして審査し、適切と判断されるものについて指定するものとする。

2 知事は、センターを指定したときは、「障害者就業・生活支援センター指定書」(様式第2号)により、当該指定に係る法人に通知するものとする。

3 知事は、センターを指定したときは、指定を受けた者の名称及び住所を公示しなければならない。

(指定の基準)

第5条 知事は、申請者が、以下に掲げる事項のいずれにも適合する場合に指定することができる。

(1) 法第28条に規定する業務に必要な職員を配置している又は確実に配置できるなど、事業の実施のために必要な体制が確保できると認められること。

(2) 事業を行うに十分な財政的基礎を有すること。十分な自主財源を有する場合以外は、国からの「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)」の委託及び「障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)」の補助金の交付を受けている、又は受ける見込みがあること。

(3) センターが活動を行う地域に係る公共職業安定所、埼玉障害者職業センター、公益社団法人埼玉県雇用開発協会、社会福祉施設、医療施設、特別支援護学校、精神保健福祉センターその他の関係機関との連携が十分に可能と認められること。

(4) 支援対象障害者を継続して確保できる見通しがあること。

(5) 基礎訓練の実施体制が適切であること。具体的には、基礎訓練を行う併設施設又は提携施設を確保しており、当該施設等において、基礎訓練を適正かつ確実に行うことができると認められること。

(6) 職業準備訓練及び職場実習のあっせん及びその対象者への支援の実施体制が適切であること。具体的には、職業準備訓練及び職場実習中の支援、職場定着支援等のための人的体制が確保されていること、職業準備訓練及び職場実習の協力事業所の確保の見通しがあること。

(7) 職業準備訓練又は職場実習の修了者の雇用の場の確保の見通しがあること。

(8) 障害者の就業及び生活に関する支援活動の実績があること。具体的には、次の要件を満たすこと。

ア 当該法人の支援を受けた障害者で就職した者が過去3年間で10人以上であるか、又はこれに準ずるものであること。ただし、現に本事業を受託している法人にあつては、障害者就業・生活支援センターにおける支援対象障害者で就職した

ものが当該受託期間1年間当たり10人以上であるか、又は今後1年間において10名以上確実に見込めること。

イ 当該法人の支援の対象者について事業所等に依頼して行われた職場実習が過去3年間で20件以上あるか、又は今後3年間において職業準備訓練及び職場実習のあっせんを20件以上であるか、又はこれに準じるものであること。ただし、現に本事業を受託している法人にあっては、障害者就業・生活支援センターにおける支援対象障害者に対して行った職業準備訓練及び職場実習のあっせんが当該受託期間1年間当たり20件以上であるか、又は今後1年間において20件以上確実に見込めるものであること。

ウ 現に本事業を受託している法人にあっては、障害者就業・生活支援センターにおける支援対象障害者の職場定着のために、障害者や事業主に対する相談・助言、職場訪問、関係機関との調整、在職者の集いの開催等の支援を行っていること。

(9) 地元自治体の積極的関与があること。

(10) 法第43条に基づく法定雇用障害者数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること。

(11) 公益法人にあっては、本事業を受託した場合、国からの補助金、委託費等(本事業に係るものを含む)が、当該法人の年間収入の3分の2を下回る見込みであること。

(12) 法人の運営に関し特段の問題が認められないこと。具体的には、本事業以外のものを含めた当該法人の事業運営に関し、主務官庁、所轄庁等からの改善命令等、特段の処分を受けていないこと。

(名称等の変更の届出)

第6条 センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を「障害者就業・生活支援センター名称等変更届出書」(様式第3号)により知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(事業計画等の提出)

第7条 センターは、毎事業年度、当該事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、「障害者就業・生活支援センター事業計画及び収支予算届出書」(様式第4号)を作成し、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、遅滞なく、「障害者就業・生活支援センター事業計画及び収支予算変更届出書」(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 センターは、毎事業年度終了後3か月以内に、「障害者就業・生活支援センター事業報告及び収支決算届出書」(様式第6号)を作成し、知事に提出しなければならない。

(監督命令)

第8条 知事は、センターの適切な運営に必要な限度において、センターに対し、法第28条に定められた業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消)

第9条 知事は、センターが法第28条に定められた業務を適正かつ確実に実施することができないと認めるとき、指定に関し不正の行為があったとき又はセンターに関する法

の規定に違反したときは、指定を取り消すことができる。

2 知事は、指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 知事は、指定を取り消したときは、「障害者就業・生活支援センター指定取消通知書」(様式第7号)により、当該者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月3日から施行する。